

2022年6月23日  
(第499号)

Contents

---

I TOPICS

最近のセミナーや論文等の情報

II 中国法令アップデート

公布済み法令

<経済法>

- ・明確な価格表示及び価格詐欺禁止規定
- ・企業国有資産取引の流通における関連事項に関する通知
- ・価格をつり上げる違法行為の調査・処分に関する指導意見

<金融>

- ・外国機関投資家の中国債券市場への投資の更なる利便化に関する措置

<社会法>

- ・生態環境損害賠償管理規定
- ・「営利性公演管理条例実施細則」の改正に関する決定

草案・意見募集稿等

- ・国家基準「情報セキュリティ技術 インターネットプラットフォーム及び製品・サービスのプライバシーポリシーの要求」の意見募集稿の意見募集に関する通知

## I TOPICS

### 今後のセミナー等の情報

#### ◆AMT グレーターチャイナセミナー

当事務所では、中国メインランド、香港、台湾について、各専門家が各分野のトピックについて解説を行うシリーズ講座(オンラインセミナー)を開催しております。今後の予定は次の通りです。具体的なテーマ及び日程には変更が生じる可能性がありますので、正確な情報は直近のメールでのご案内をご覧ください。なお、本セミナーは本ニュースレターの受信を頂いている皆様方を中心にご案内させていただいております。

➤ 第16回(中国メインランド):2022年7月20日(水)

「中国越境ECにおける法的留意点」

講師:パートナー弁護士 若林耕

#### ◆最近のセミナーや論文等の情報

◆グレーターチャイナセミナーが次の通り開催されました。

第13回(中国メインランド)

日時:2022年3月16日

「中国の最近の処罰事例から学ぶ中国当局の考え方②(独禁法、サイバー法、個人情報)」

講師:パートナー中川裕茂弁護士

第14回(中国メインランド)

日時:2022年4月14日

「中国会社法の改正案からみる新時代の会社ガバナンス」

講師:パートナー横井傑弁護士

第15回(台湾)

日時:2022年5月19日

「日台ビジネスの紛争解決手段－訴訟と仲裁の選び方」

講師:アソシエイト吳曉青台湾弁護士

## Ⅱ 中国法令アップデート

### 最新中国法令の解説

今月号の法令としては、意見募集稿段階ではあるが、「**情報セキュリティ技術 インターネットプラットフォーム及び製品・サービスのプライバシーポリシーの要求**」に留意が必要である。インターネットプラットフォームのプライバシーポリシーに対する要求・基準であり、そのプライバシーポリシーについての記載内容、公表・可視化及び改定等を定めたものである。

その他に、中国における価格表示規制をまとめた「**明確な価格表示及び価格詐欺禁止規定**」等が注目される。

#### 公布済み法令

##### <経済法>

#### 明確な価格表示及び価格詐欺禁止規定

[ポイント] 中国における価格表示規制の中でも特に重要な法令上の根拠として、「商品及びサービスの明確な価格表示の実行に関する規定」(2000年)及び「価格詐欺行為禁止規定」(2001年)が存在していたが、中国の経済社会の発展に伴い、既にその内容が時代遅れになっていると評価されていた。そこで、これら2つの旧規定を統合し、より実際の状況に沿う内容に整理しなおし、インターネット取引における価格表示に関する規定などの現代的要素を盛り込んだものが本規定である。

本規定は27条からなり、明確な価格表示に関する規則、違法な価格表示行為の認定に関する規則、違反時の法的責任に関する規則が含まれている。明確な価格表示に関しては、消費者保護のために経営者(プラットフォーム等の取引場所提供者を含む)が遵守すべき価格表示の基本ルールが定められているところ、旧規定に定められていた値札監督制度(标价签监制)が廃止され、本規則に従って「有効な形式」で価格表示が行われればよいものとされている(値札監督制度は、値札の様式や内容を統一することによって適切な価格表示がなされるようにするための制度であったが、タグの形式の多様化、デジタル棚札の普及、インターネット上での価格表示の普遍化等によって実質的に死文化していた。)。違法な価格表示行為の認定に関しては、いかなる場合に違法な価格比較行為(二重価格表示)に該当するののかという点に関する具体的な規定や、典型的に価格詐欺行為に該当する価格表示の例示列举等が含まれている。本規則に違反した場合は、「価格法」、「不正競争防止法」、「電子商取引法」、「価格違法行為行政処罰規定」等の関連する規定により処罰がなされる。また、本規定により導入された取引場所提供者(プラットフォーム等)に対する規制について違反があった場合は最大で10万円の罰金が科され得るものとされている。

[原文] [明码标价和禁止价格欺诈规定](#) (国家市场监督管理总局令第56号)

[公布/公表機関] 国家市場監督管理総局 (国家市场监督管理总局)

2022年6月2日公布、2022年7月1日施行

執筆担当: 日本弁護士 唐沢晃平

#### 企業国有資産取引の流通における関連事項に関する通知

[ポイント] 国務院国有資産監督管理委員会は、2022年5月16日、「企業国有資産取引の流通における関連事項に関する通知」(以下「本通知」という。)を公表した。「企業国有資産取引」については、「企業国有資産法」(2009年5月1日施行)及び「企業国有資産取引監督管理弁法」(2016年6月24日施行。以下「管理弁法」という。)等の関連規定に定められており、①「企業財産権譲渡」(国有企業及び国有持分支配企業、並びに国有実質支配企業(以下「国有企業等」という。)が企業に対する出資により形成された権益を譲渡する行為)、②「企業増資」(国有企業等が資本を増加する行為)、及び③「企業資産譲渡」(国有企業等の重大資産を譲渡

する行為)の3類型が含まれている(管理弁法第3条。国有企業等の範囲については、管理弁法第4条参照)。本通知は、管理弁法を含む企業国有資産取引に関する規定を補充するものであり、主な内容は以下のとおりである。

まず、企業財産権譲渡については、原則として、産権市場(産権取引所)を通じて公開して行う必要があるが(管理弁法第13条)、一定の条件を満たす場合(①主要業務が国の安全等に関係する重要業種及び基幹分野にある企業に関わる再編・統合において、譲受人に対し特別な要求があり、企業の財産権を国有企業及び国有持分支配企業の間で譲渡する必要がある場合であって国資監督管理機構の認可を受けたとき、又は②同一の国家出資企業及びその各級持分支配企業等の間で内部再編・統合を実施することにより財産権の譲渡を行う場合)には、例外的に、非公開の協議譲渡の方式を採用できるとされている(第31条)。もっとも、当該例外事由(非公開の協議譲渡の方式を採用できる場面)はかなり限定的であったところ、本通知は、「政府又は国有資産監督管理機構が主導的に推進する国有資本の配置最適化及び構造調整、並びに専門化された再編等に関わる重大事項であって、企業財産権が異なる国家出資企業(及びその持分支配企業)間において譲渡される場合において、譲受人に対し特別な要求があるとき」にも、非公開の協議譲渡による方法を認めており(本通知第1条)、非公開の協議譲渡の方式を採用できる場面が拡大されている。なお、「国家出資企業」とは、国が出資する国有独資企業及び国有独資会社並びに国有資本支配会社及び国有資産出資会社をいう(「企業国有資産法」第5条)。

また、企業国有資産取引により、対象企業が国家出資企業による支配から離脱した場合における商号等の取扱いは、管理弁法上、明確ではなかったところ、企業財産権譲渡及び企業増資により、国家出資企業(及びその傘下企業)が対象企業の実質的支配権を失った場合には、取引完了後の対象企業は、国家出資企業(及びその傘下企業)の無形資産(商号、経営資質及び特別許可経営権等)を継続して使用してはならず、国家出資企業の傘下企業の名義により経営活動を展開してはならないことが明記されている(本通知第9条)。

上記のほかにも、管理弁法には明確な規定がなかった企業増資に伴う情報開示の方式が明記され(本通知第6条)、また、情報開示期間が満了しても譲受希望者が集まらない場合において、再度情報開示を行う場合の開示期間(管理弁法第18条)が短縮される(本通知第8条)等、企業国有資産取引の手続に関する事項が規定されており、今後、企業国有資産取引に該当する取引を行う場合には、本通知にも留意する必要がある。

[原文] [关于企业国有资产交易流转有关事项的通知](#)(国发产权规〔2022〕39号)

[公布/公表機関] 国有資産監督管理委員会(国资委)

2022年5月16日公布、同日施行

執筆担当:日本弁護士 芳賀洋一

### 価格をつり上げる違法行為の調査・処分に関する指導意見

[ポイント] 5月11日、市場監督管理総局は、「違法な価格吊り上げ行為の取締りに関する指導意見(意見募集稿)」を公布した。同意見募集稿の目的は、国際情勢とコロナの影響を受け、一部の分野で価格の異常な変動が発生している状況に鑑み、市場価格の基本的な安定を維持し、各級の市場監督管理部門の法執行を強化し、規範化することである。同意見募集稿は、経営者の情報の捏造、正当な理由のない製造済みの製品の販売、抱き合わせ販売等による違法な価格吊り上げ行為を詳しく規定している。例えば、経営者が「深刻な欠品」、「近日中の全面的な値上げ」、「値上げブーム」などの用語を用いて価格予想を引き上げ、商品を強制的に抱き合わせ販売し、輸送費を不合理に大幅に引き上げる等の行為を違法な価格吊り上げ行為として認定することができる」と規定している。

[原文] [关于查处哄抬价格违法行为的指导意见](#)(国市監競争発〔2022〕60号)

[公布/公表機関]市場監督管理総局(市场监管总局)

2022年6月2日公布、同日施行

執筆担当:北京事務所顧問 李加弟

## <金融>

### 外国機関投資家の中国債券市場への投資の更なる利便化に関する措置

[ポイント] 本通知は、外国機関投資家による中国債券市場への投資活動を更に促進するために公布されたものである。その主な内容は、①外国機関投資家による証券取引市場への参入を認めることに加え、②投資に関する手続を更に簡略化する点にある。外国機関投資家の定義は、これまでと変わりはない。

①についていえば、これまで外国機関投資家は、銀行間市場のみにおいて債券への投資が認められていた。本通知はその限定を解除し、証券取引市場への外国機関投資家の参入を認めるものである。これにより外国機関投資家の投資範囲は拡大することになった。そして、②に関していえば、証券取引市場のための証券口座を新たに開設することが必要となるものの、その後の具体的な各投資について、中国人民銀行上海総部への届出が不要となった。また、既存の制度の下で定められていた決済代理モデル(国内の決済代理銀行又は委託管理銀行との間で決済業代理契約を締結しなければならないとするスキーム)を採用する必要もなくなった。なお、既存の銀行間債券市場のために設けられた口座については、そのまま残すことができる。

[原文] 关于进一步便利境外机构投资者投资中国债券市场有关事宜 (中国人民银行 中国证监会 国家外汇管理局公告(2022)第4号)

[公布/公表機関] 中国人民銀行、中国証券監督管理委員会、国家外貨管理局(人民銀行、证监会、外管局)

2022年5月27日公布、2022年6月30日施行

執筆担当: 日本弁護士 藤本博之

## <社会法>

### 生態環境損害賠償管理規定

[ポイント] 本規定は、生態環境の損害賠償制度に関する規定である。生態環境損害とは、環境汚染、生態破壊により大気、地表水、地下水、土壌等の環境要素及び植物、動物、微生物等の生物要素にもたらした悪い変化並びに上記要素が構成する生態システムにもたらした機能退化をいう。

本規定は、主に生態環境損害の権利者と義務者、賠償範囲、賠償責任、各部門の役割、損害賠償手続、評価システムの強化、賠償資金の管理及び情報開示等を規定している。

生態環境損害賠償の権利者及び義務者は、それぞれ生態環境損害の発生地の現地政府及び生態環境損害をもたらした法人又は個人である。賠償請求権利者としての現地政府の各部門についてその役割分担が詳細に規定されている。例えば、生態環境部門は、主に調査、評価、環境修復案の決定等の業務を全般的に担当し、衛生健康部門は環境と健康のリスク評価業務を担当し、人民法院及び人民検察院はそれぞれ損害賠償案件の審判及び検察業務を担当する。

生態環境損害賠償の手続は、①定期的な環境の監察、クレームの収集などの方法を通じて関連する生態環境損害案件の要因を取得し、②30日以内に予備審査を行い、賠償請求を求めるかどうかを判断し、③賠償請求を求めると判断した場合は損害調査、鑑定評価を行い、④環境修復案、賠償責任の負担方法等について義務者と賠償交渉を行い、⑤交渉が成功した場合は双方が賠償合意書を締結し、義務者が当該合意書に基づき環境修復を行うが、交渉が破綻した場合は政府が訴訟を提起し、⑥環境の修復後、修復効果を評価するといった流れである。

また、賠償範囲及び賠償責任、生態環境損害鑑定評価制度の改善、生態環境が修復できない場合における義務者の賠償資金の管理、生態環境損害賠償に関する重要な情報(賠償合意書等)の社会への公開等についても規定されている。

[原文] 生态环境损害赔偿管理规定 (环法规[2022]31号)

[公布/公表機関] 生態環境部、最高人民法院、最高人民検察院、科技部、公安部、司法部、財政部、自然

資源部、住宅及び城郷建設部、水利部、農業農村部、衛生健康部、市場監督管理総局、林草局（生态环境部、最高人民法院、最高人民检察院、科技部、公安部、司法部、财政部、自然资源部、住房和城乡建设部、水利部、农业农村部、卫生健康委、市场监管总局、林草局）

（2022年4月26日公布、同日施行）

執筆担当：北京事務所顧問 李彬

### 「営利性公演管理条例实施细则」の改正に関する決定

[ポイント] 本決定は、2017年12月15日より改正施行されている「営利性公演管理条例实施细则」（以下「本細則」という。）の一部を修正する内容のものである。本細則は「営利性公演管理条例」（以下「本条例」という。）の施行細則を定めているものであり、本決定では、本条例が2020年11月29日に改正された内容を反映し、その他細かい語句の文言の調整を行っている。本条例は2020年11月29日の改正により、それまで中外合弁形態でのみ設立が可能とされていた公演マネジメント機関及び公演場所について、外国投資者も設立が可能となっていた（文芸上演団体（雑技団やミュージカル団体などがこれに当たると考えられる。）の設立については、これまで通り中外合弁形態も含めて外資が参入することは認められていない。）。しかしながら、本細則においては本条例の改正が反映されていなかったため、当該改正を反映する形で本決定が施行されている。具体的には、これまで「中外合弁企業」、「中外パートナーシップ企業」に対して課せられていた書類の提出について、その主体が「香港・マカオ特別行政区の投資者」、「台湾地区の投資者」及び「外国投資者」に修正されているほか、香港・マカオ独資の公演マネジメント機関が公演マネジメント業務を行うにあたり追加的に課せられていた要件が削除されている。そのほか、国家が公演マネジメント人員に対して職業資格の認定制度を実施すること、文化観光主管部門が全国の公演マネジメント人員の資格認定及び充実活動について監督管理を実施することが新たに定められている。

[原文] 关于修改《营业性演出管理条例实施细则》的决定（中华人民共和国文化和旅游部令第9号）

[公布／公表機関] 文化観光部（文旅部）

2022年5月13日公布、同日施行

執筆担当：日本弁護士 徳山剛史

### 草案・意見募集稿等

#### 国家基準「情報セキュリティ技術 インターネットプラットフォーム及び製品・サービスのプライバシーポリシーの要求」の意見募集稿の意見募集に関する通知

[ポイント] 本意見募集稿は、製品やサービスを提供するインターネットプラットフォームのプライバシーポリシーについての記載内容、公表・可視化及び改定等を定めたものである。

本意見募集稿によれば、①プライバシーポリシーに、少なくとも、適用範囲、要旨、個人情報収集に関するルール、個人情報セキュリティの保障に関するルール、個人情報主体の権利の保障に関するルール、個人情報の越境移転に関するルール、プライバシーポリシーの改定に関するルール、個人情報処理事業者の連絡方法を含む必要があるとされている(7.1条)。また、②プライバシーポリシーは、個人情報主体が容易にアクセスできるページに常設されるものとし、多階層のディレクトリに配置したり、文字のフォントを小さくしたり、色を薄めたり、簡体字で提供しない等により、個人情報主体のアクセスを阻害してはならない。なお、個人情報主体が個人情報保護方針にアクセスするために行うクリック回数は4回までとするとされている(8条(b)項)。

③プライバシーポリシーの改定については、改定内容、プラットフォームの規模によって改定ルールが異なる。具体的には、(i)ユーザーの権益に重大な影響を及ぼさない改定については、個人情報処理事業者は、速やかに、プライバシーポリシーを改定するとともに、個人情報主体に通知するものとする(9条(a)項)。(ii)ユーザーの権益に重大な影響を及ぼす改定については、個人情報処理事業者は、その公式サイト、個人情報保護に関連する業界団体のインターネットプラットフォームで、30業務日以上期間を設けて意見募集を行い、公衆の意

見を十分に取り入れてプライバシーポリシーを改定するものとし、公衆の意見を取り入れない場合には、その理由を説明する必要がある。なお、大型のインターネットプラットフォーム(ユーザー数が5000万を超え、大量の個人情報及び重要データを処理し、強力な社会動員力及び市場支配地位を有するプラットフォーム)によるプライバシーポリシーの改定に関しては、前記の措置に加えて、その改定内容について外部の独立機関の意見とアドバイスを求める必要もあるとされている(9条(b)項)。(iii)1日のアクティブユーザー数が1億を超えるプラットフォームによるプライバシーポリシーの制定、ユーザーの権益に重大な影響を及ぼす改定については、第三者機関の評価、省レベル以上の電信主管部門の承認を得る必要があるとされている(9条(c)項)。

[原文] 关于国家标准《信息安全技术 互联网平台及产品服务隐私协议要求》征求意见稿征求意见的通知  
[公布/公表機関] 情報標準化委員会 (信息标准化委员会)

意見募集期間:2022年5月26日~7月25日

執筆担当:中国弁護士 李芸

※<上記以外の今月のその他の重要な新法令>

- 
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
  
  - 本ニュースレターの編集担当者は、以下のとおりです。
    - 弁護士 射手矢 好雄([yoshio.iteya@amt-law.com](mailto:yoshio.iteya@amt-law.com))
    - 弁護士 森脇 章([akira.moriwaki@amt-law.com](mailto:akira.moriwaki@amt-law.com))
    - 弁護士 中川 裕茂([hiroshige.nakagawa@amt-law.com](mailto:hiroshige.nakagawa@amt-law.com))
    - 弁護士 若林 耕([ko.wakabayashi@amt-law.com](mailto:ko.wakabayashi@amt-law.com))
    - 中国弁護士 屠 錦寧([tu.jinning@amt-law.com](mailto:tu.jinning@amt-law.com))
    - 弁護士 尾関 麻帆([maho.ozeki@amt-law.com](mailto:maho.ozeki@amt-law.com))
    - 弁護士 横井 傑([suguru.yokoi@amt-law.com](mailto:suguru.yokoi@amt-law.com))
  
  - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
  
  - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。